

平成 29 年度低炭素製品普及に向けた 3 R 体制構築支援事業

募集要領

平成 29 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

本公募は、平成 29 年度予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1．事業の目的

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく 3 R の取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、国民の意識の向上等が行われ、総合的かつ計画的に取組が進められています。

2030 年の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、再エネ・省エネ製品（低炭素製品）の普及を進めることが不可欠ですが、急速な製品導入の結果の廃棄物問題など、環境問題のトレードオフを起こす可能性があり、適正処理への不安が高まりつつあります。

このため、低炭素製品のリサイクル・処分のための 3 R 体制を構築し、循環型の製品普及モデルとすることが不可欠です。また、低炭素製品のリユース・リサイクルプロセスの構築・再生資源の積極的利用により、製品製造段階における CO2 削減が可能となります。

このため、環境省では、循環型社会と低炭素社会の統合的実現に向けて、CO2 排出削減が期待できる「低炭素製品」の普及拡大に向けて有効性を検証することを目的とした実証事業の公募を行います。

2．実施対象事業

実施対象事業は、次の（１）～（５）のいずれにも該当し、素材・製品等の 3 R（ ）の推進に対し、ボトルネックに相当するような具体的課題を設定し、その解決に向けた実証的な取組であることとします。また、実証に当たって、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、エネルギー削減効果、CO2 排出量削減効果その他の環境負荷低減効果を検証し、かつ、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を検証するものであることとします。

（１）次の ～ のいずれかの観点からエネルギー起源 CO2 削減に資する取組であること。

製品の長期間の使用、再使用等により廃棄物の排出が抑制され、製品製造が代替されることに伴うエネルギー使用量の削減

再生材の利用により天然資源が代替されることに伴うエネルギー使用量の削減

輸送・破砕・選別工程の高効率化その他のリサイクルプロセスの改善によるエネルギー使用量の削減

(2) 次の ~ のいずれかのテーマに関連する取組であること。

炭素繊維強化プラスチック等の新樹脂素材のリユース、リマニュファクチャリング、リペア、リサイクル技術・システムの実証

リチウムイオン電池等の新型電池のリユース、リマニュファクチャリング、リペア、リサイクル技術・システムの実証

電気自動車等の次世代自動車のリユース、リマニュファクチャリング、リペア、リサイクル技術・システムの実証

その他

(3) 新規性のある事業であること。

(4) 実証終了後の出口戦略（例：再生材の用途、販売・調達見通し、事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。

(5) 実証の結果、業界内での横展開により低炭素製品普及に向けた3R体制の構築が促進される事業であること。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。ただし、共同提案の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

(1) 民間企業

(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人

(4) その他法律によって直接設立された法人

4. 事業費・採択件数・事業実施期間

(1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象とします。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれに当た

	る。通常のリサイクル工程に比べて追加的に生ずる作業のみに係る人件費を対象とする。
旅費	本事業に係る現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接要する経費。リース可能なものはリースにより対応すること。(設備の購入は対象経費となりません。下記 参照)
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する経費。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の会場借料、機材借料及び飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費については、印刷製本費に計上してください。
通訳・翻訳料	海外調査時における通訳や海外文献の翻訳料。
試料分析費	廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。連携する事業実施者のうち、環境省との契約相手方となる者以外の事業実施者へ事業の一部を委託して行うための費用等はこれに当たる。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。

設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

(2) 事業費と採択件数

事業費は、1件当たり上限1億2000万円(税込)とし、採択件数は6件程度、総額4億3000万円(税込)程度とします。なお、1件あたりの平均的な事業費は5千万円～1億万円(税込)を予定しています。

(3) 事業実施期間

原則として、事業採択後の契約締結日から平成30年2月28日(水)までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。

5 . 選考

(1) 選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、有識者で構成される低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業評価検討会（以下「評価検討会」という。）において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した申請者のみ評価検討会にご出席頂き、申請内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

- ・事前審査（書類審査） : 4月14日（金）～
- ・事前審査（書類審査）合格連絡 : 4月下旬
- ・評価検討会 : 4月下旬～5月中旬（予定）

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

課題設定の妥当性

事業における環境影響改善効果の評価方法

実現した場合のCO2排出量の削減効果の見込み

実現した場合の循環型社会への貢献の見込み

事業の横展開可能性

事業終了後の出口戦略

事業計画・スケジュール

(3) 選考結果

選考結果は、平成29年5月下旬～6月上旬（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性があるため、あらかじめご了承ください。

6 . 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部、副本8部、事業概要スライド9部、添付資料1部、申請書一式（申請書、事業概要スライド、添付書類）の電子データが格納されたCD-R1部を同封し、以下の提出先まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参してください。郵送する場合は、包装の表に「平成29年度低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業申請書在中」

と明記してください。

なお、応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請書提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

担当：泉、河田、宮井

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(3) 申請書受付期間

平成 29 年 4 月 13 日 (木) 17 時 (必着)

事業の採択状況に応じて、二次公募を行う場合があります。

(4) 公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先 (電話番号、E-mail、FAX 番号) を記載の上、件名を「【質問】低炭素製品普及に向けた 3 R 体制構築支援事業」として、以下の提出先まで、E-mail 又は FAX にて提出してください。質問への回答は、提出者へ E-mail 又は FAX により行います。

質問提出先

E-mail:hairi-recycle@env.go.jp

FAX : 03-3593-8262

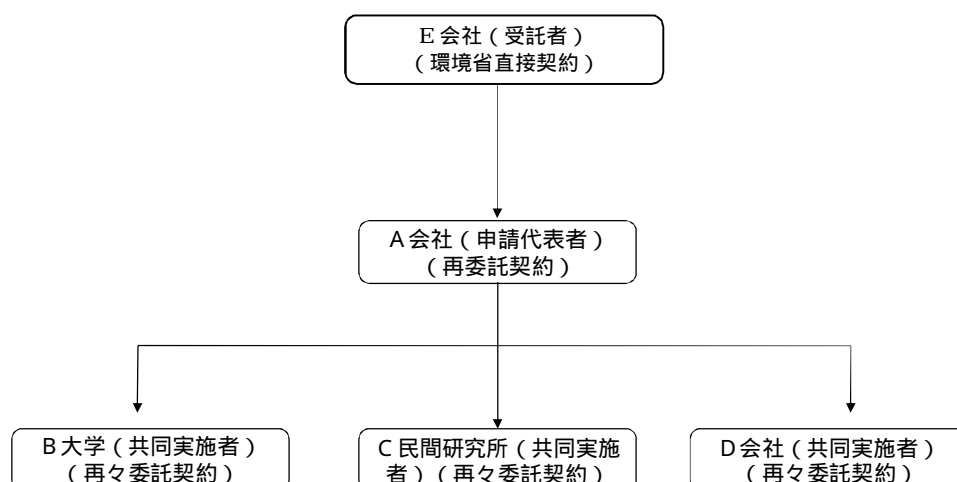
質問受付期間

平成 29 年度 3 月 31 日 (金) 17 時 (必着)

7 . 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

申請は、3 . の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として 1 者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省が別途選定する「平成 29 年度低炭素製品普及に向けた 3 R 体制構築支援事業委託業務」の受託者 (以下「受託者」という。) との再委託契約の相手方となります。また、事業の共同実施者とは、申請代表者が再々委託契約を締結します。契約金額については、「平成 29 年度低炭素製品普及に向けた 3 R 体制構築支援事業委託業務」の事業終了後の支払いとなります。



4.(2)において1事業当たりの上限を定めていますが、具体的な金額については、再委託契約の手續段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価検討会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 採択された場合の留意点

採択された場合は、採択候補者を対象とした説明会に出席していただき、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、受託者と再委託契約を締結します(説明会は受託者との再委託契約前となりますので、説明会への参加等にかかる費用は採択候補者側にて負担していただくこととなります)。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当官及び受託者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただくようお願いいたします。

各採択事業は、受託者との再委託契約の下、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくこととなりますが、受託者において採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係るCO2削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びに環境負荷低減効果及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、受託者の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告(口頭)並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、ご了承ください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下の通りです。

- ・事業の実施 : 平成 29 年 7 月頃～平成 30 年 2 月末日
 (事業実施内容の調整・確定 : 平成 29 年 6 月～7 月)
 事業実施内容の調整・確定次第、事業の実施となります。
- ・評価検討会での中間報告 : 平成 30 年 1 月頃
- ・成果報告書(案)の提出 : 平成 30 年 2 月末日
- ・評価検討会での最終報告 : 平成 30 年 1 月下旬～2 月上旬
- ・成果報告書の提出 : 平成 30 年 2 月末日

また、環境省が事業発注する委託業務の再委託契約であるため、事業終了後、経費算出の根拠資料等を申請者から支援委託業務の受託者宛に提出して頂き、『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処理に準じた精算の上、支払額が確定することになります。

『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』

< http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html >

事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進捗等について報告を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(3) 成果の公表・発表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。また、環境省の求めに応じて、環境省にて実施する成果報告会での発表の協力を依頼する場合があります。

8 . 著作権等の扱い

- (1) 本事業に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は原則として、環境省が保有するものとします。
- (2) 本事業の報告書に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3) 納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添)

平成 29 年度低炭素製品普及に向けた 3 R 体制構築支援事業評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分(係数)
課題設定の妥当性	新規性があり、素材・製品等の 3 R の推進に対しボトルネックに相当するような具体的課題を設定し、その課題の解決に向けた事業であるか。加えて、事業の実施によって解決しようとする具体的な課題が示されているか。また、示された課題が現在の 3 R 推進の実情に照らして妥当なものか。	20(4)
事業における環境改善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現される CO2 排出量の削減効果、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	20(4)
実現した場合の CO2 排出量の削減効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、CO2 排出量の削減が見込まれると言えるか。また、その削減量は定量的にどの程度か。	10(2)
低炭素製品の一層の普及の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、低炭素製品の一層の普及が見込まれると言えるか。また、その普及は定量的にどの程度か。	10(2)
実現した場合の循環型社会への貢献の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、国内外の循環資源の循環的な利用の促進等の循環型社会への貢献が見込まれると言えるか。また、その貢献は定量的にどの程度か。	10(2)
事業の横展開可能性	提案された事業の内容が、業界内への横展開が期待されるものであるか。	10(2)
事業終了後の出口戦略	提案された事業の内容が、経済的及び技術的側面から見て将来的な展開の可能性が高いと言えるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、本事業で実証する範囲、本事業終了後の課題解決に向けた検討	10(2)

	内容・検討スケジュール等が妥当なものであるか。	
事業計画・スケジュール	提案された事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。	10(2)
合計		100
採点は各項目につき、優：5点、良：3点、可：1点、不可0点、の4段階評価とし、各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。満点は100点とする。		